

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 日

設楽町長 土 屋 浩

## 令和 7 年設楽町規則第 1 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(設楽町名誉町民条例施行規則の一部改正)

第 1 条 設楽町名誉町民条例施行規則(平成17年設楽町規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町表彰条例施行規則の一部改正)

第 2 条 設楽町表彰条例施行規則(平成17年設楽町規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町自動車臨時運行許可取扱規則の一部改正)

第 3 条 設楽町自動車臨時運行許可取扱規則(平成17年設楽町規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成17年設楽町規則第32号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正)

第 5 条 設楽町母子家庭等医療費支給条例施行規則(平成17年設楽町規則第70号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町子ども医療費支給条例施行規則の一部改正)

第 6 条 設楽町子ども医療費支給条例施行規則(平成17年設楽町規則第69号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 を次のとおり改める。

様式第1(第3条関係)

|              |      |                                                                                                     |     |
|--------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (表)          |      |                                                                                                     |     |
| 愛知県内のみ有効     |      |                                                                                                     |     |
| 乳 児 医療費受給者証  |      |                                                                                                     |     |
| 受給者番号        |      |                                                                                                     |     |
| 受給者          | 住 所  | 愛知県北設楽郡設楽町                                                                                          |     |
|              | 氏 名  |                                                                                                     |     |
| 乳 子<br>幼 児   | 氏 名  |                                                                                                     |     |
|              | 生年月日 | 年 月 日                                                                                               | 男・女 |
| 有 効 期 間      |      | 年 月 日から<br>年 月 日まで                                                                                  |     |
| 発行機関名及び<br>印 |      | 愛知県北設楽郡<br>設楽町長  |     |
| 交 付 年 月 日    |      | 年 月 日                                                                                               |     |

この証は、被保険者証(又は組合員証)に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

|                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| (裏)                                                         |
| 注 意 事 項                                                     |
| 1 この証は、本人以外は使用できません。                                        |
| 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。 |
| 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を町長に返してください。                      |
| 4 氏名、居住地等に変更があったときは、速やかに、この証を添えて、町長にその旨を届け出てください。           |
| 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、速やかに、町長にその旨を届け出てください。          |
| 6 この証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、再交付を受けてください。                        |
| 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、町長に返してください。          |
| 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。                     |
| (問い合わせ先)<br>設楽町役場町民課<br>電話 62—0511                          |

(設楽町障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第 7 条 設楽町障害者医療費支給条例施行規則(平成17年設楽町規則第78号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町精神障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第8条 設楽町精神障害者医療費支給条例施行規則(平成20年設楽町規則第16号)

の一部を次のように改正する。

様式第1中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(設楽町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第9条 設楽町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年設楽町規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。